

# 官報号外 昭和二十八年六月三十日

## ○第十六回 参議院會議錄第十六号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)午前  
十時三十一分開議

議事日程 第十五号

昭和二十八年六月三十日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件  
(第三回)

第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十九日議長において、左の常任委員の許任を許可した。

文部委員

高田なほ子君

厚生委員  
運輸委員

湯山 勇君  
吉田 法晴君

三木 治朗君  
吉田 法晴君  
田中 一君

杉原 荒太君  
石井 桂君

同 決算委員  
同 平林 太一君  
同 杉原 荒太君

同 日予算委員会における当選した理事  
案

昭和二十八年六月三十日 參議院會議錄第十六号 議長の報告

信用保証協会法案

大蔵委員会に付託

付託した。

め送付された左の議案を労働委員会に

義務教育費國庫負担法の臨時特例に関する法律案

青年人才振興法案

付託

正する法律案(山花秀雄君外六名提出)

公共企業体等労働関係法の一部を改

正する法律案(山花秀雄君外六名提

出)

社会保険審査官及び社会保険審査会

水産委員会に付託

中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案 通商產業委員会に付託

地方財政平衡交付金法の一部を改正す

る法律案 地方行政委員会に付託

農林漁業組合連合会整備促進法案

農林委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

理容師美容師法の一部を改正する法

律案

同日本院から予備審査のため左の議

案が送付された。よつて議長は即日これを

農林委員会に付託した。

昭和二十八年の凍霜害に伴う営農

資金の融通に関する特別措置法案

(平野力三君外四十五名提出)

同日本院は、内閣から予備審査のため

送付された左の議案を労働委員会に付

託した。

同日本院は、衆議院から予備審査のた

去る二十六日電気通信委員長から提出

した公聴会開会承認要求に対し、議長

は昨二十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 公衆電気通信法案

(予備審査)

有線電氣通信法案(予備審査)

法施行法案(予備審査)

一、公聴会の問題 公衆電氣通信法

案、有線電氣通信法案及び公衆電氣通信

法施行法案(予備審査)

一、公聴会の問題 公衆電氣通信法

案について

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。

昭和二十八年六月二十六日

電気通信委員長

参議院議長河井彌八殿 左藤 義詮

昨二十九日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

理容師美容師法の一部を改正する法律案

同日本院は、参議院議員石黒忠篤君が國際連合食糧農業機関

が國際連合食糧農業機関アジア極東地

域会議日本政府代表に就くことができ

ると認定した旨衆議院に通知した。

同日本院は、漁港審議会委員に岐島茂

君、和田鶴一君及び早稻田要衛君を任

命することに同意した旨衆議院に通知

した。

同日本院は、日本国有鉄道監理委員会

委員に村田省蔵君を任命することに同

意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員に平

山孝君、佐藤博夫君、永野重雄君、岡桂

三君、湯河元威君、小林中君、島田孝

一君及び山崎匡輔君を任命することに同

意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、首都建設委員会委員に次

田大三郎を任命することに同意した旨衆議院に通知した。同日衆議院議長から、国会は参議院議員石黒忠篤君が国際連合食糧農業機関アジア極東地域会議日本政府代表に就くことができるとして認定したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。同日衆議院議長から、両議院は漁港審議会委員に岐島茂君、和田鶴一君及び早稻田要衛君を任命することに同意したことと内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、両議院は日本国有鉄道監理委員会委員に村田省蔵君を任命することに同意したことと内閣に通知した旨の通知書を受領した。

去る二十五日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

質問の第一点は、アメリカ側が「自衛のため以外に日本の治安維持の部隊

を使用することを要求しているもので

あります。即ち自衛のため以外に使用する

ことを要求しないと言つておるのであ

りますが、このことについて見解が二つに分れております。或る者は、海外

に派兵等、自衛以外の目的に防衛力の使用

を認めておりませんことは、最近諸新聞

に出た国民投票の結果から見ましても

明らかであり、又その傾向は漸次高ま

りつつあるやに見受けられるのであり

ます。(「ノーノ」と呼ぶ者あり)併し

ながら、国民の最大関心事は、東亜に

おいて民族が相戦う國を再び繰返した

おいて、日本の膨脹時代に、幾多の戦

争を通じまして、人命と財産を犠牲に

し、今回の敗戦の結果は、又過去の戦

争にまで遡りまして、戦争は決して國

民として得するものでないとして、その

結果は日本の将来の自衛と自由世界の

安全の維持増進に関する重大なる問題

であります。わざか予えられました時

間が十五分に限られておりますので、

到底委曲を尽すことは不可能であります

が、時間に制限のない政府こそは、

おもに無理からぬものと思つて

おられます。併しながら他面、自衛なる

言葉が頗る広義に解釈せられ、又自衛な

る名の下に海外派遣することはないと

おもに無理からぬものと思つて

おられます。國民として、なお疑惑を持つ者のある

のも又当然と言わねばなりません。こ

の問題こそ現在國民の最も關心を寄せ

ております点でありますので、他の同僚議員もしばへこの点について質疑を重ねておるところであります。日本は総理大臣も特に御出席になつておられますので、次の三点についてお尋ねいたしたいと思います。

その一つは、日本側において常に防衛なる言葉を使用しておるのに對し、アメリカ側は自衛なる言葉を使用しておるのであります。特にアメリカ側の回答において平和条約第五条(C)項を援用しておる点からも、その辺の真意が窺われるであります。この点について西国間に食い違いがござるませんでしようかどうか。

なお、政府はしばへ海外派遣はしないと言つておられます。が、ただ独断的に首相の感じとしておつしやるだけでなしに、そこに何らかの理論的根據があるまゝよか。殊に最近の世界の趨勢は集團防衛を本位といたしております。又我が國が国連加入を申込みましたことから見させてても、この点について国民が疑いを持つのも又止むを得ないでながるからと思つのであります。

その二は、昨日加藤議員の質問に対

して緒方副總理から答弁がありました。が、このMSAを受けるに当たりまして、海外派遣の請求を受けることがないとするに對して、何らかの公けの形において保証を受けることができいたします。

第二の点は、相互安全保障法に基く軍事的義務の履行につぶしてあります。例えばアメリカ側は、日米安全保障条約の下にすでに引受けている義務の履行を以て足りりとしておるようあります。およそ援助を新たに受けながら、從来と変りありませんという態度を期待するといふようなものよりは、更に進んではつきりとした義務を負うものと断せざるを得ないと想つてあります。およそ援助を新たに受けながら、私は、もはや許されないと思うのあります。それが、ただ保安隊、警備隊に從来國防省予算の下に事實上貸与されておりましたものだけが、アメリカ側の都合によつて國防省の予算に又は集團的の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることを必要とし」とおる点、及びMSA五百一一条Aの(4)を援用して「自國の政治的經濟的安定と立て、且つ自國の人權の尊重と」、すなはち「自國の自衛力及び資源、施設及び一般的經濟条件が許す限り」という条件付きではあります。ともかくも「自國の自衛力及び自由世界の防衛力の増進と維持のために全面的に寄与する」という要件を必要としておるのであります。又、同法五百一一条Aの(5)において、自己の防衛力を増大させるために必要な一切の

合理的措置をとることを義務とすると、いつておるのであります。ここにおいて、従来の安保条約において締結された直接間接侵略に対し自衛力の漸増を期待するといふようなものよりは、單に期待であつて義務でないとする従来の考え方も、又到底許さるべきではないと思うのであります。以上二点について、政府の見解、特に首相、外相、保安庁長官の見解を要求いたしました。

第三の点は、協定の内容であります。MSA五百一一条の(C)のは、相互安全保障は、米國の援助を受ける國が、自由世界目的達成のため、みずからを助け、且つ被援助國相互間で協力を助け、従来は新たな援助態勢に入ることは明らかであります。從つて、ここには二つの問題があると思つておられます。その一つは、保安庁の目的についてであります。從來、保安隊、警備隊について、保安庁法第四条に「我が國の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため」のワードの就任演説並びに國会に対する一聲教書においても援用されておられます。この点については、アイゼンハーバーを挙げますれば、安全保障は、効果的な相互間の合作を意味する。各國が共同の任務について心分の割合を負うべき、今から遠く離かるべきも明らかにし、而も往年の軍閥再現の弊を絶つべく、今から遠く離かるべきものがなくてはならないのであります。

かくて初めて國際信義に應え、國民の安心と、その向うところを示す内閣の責任を果すものと言わねばなりません。私は、國際情勢を無視し、おそれの力量を測らずして、徒らに民族

的愛情に走ることが、國を破るものであると共に、安易に他國の援助に頼つて、日本が当面しておる困難を避け、これを克服するの勇気と氣魄とのないところ、又亡國の途を辿るものと言わねばならないと思うのであります。共に民族の独立と自衛を全うするやうでないであります。私は、木村長官が旅行のとき何と言つたかといふことを我が国當面の責任であり、安保条約をみずから結ばれ、今又、安保条約に基いてMSAを受けんとする吉田首相が、旅行のとき何と言つたかといふことよりも、この具体的方策の樹立

ではないであります。最近、列国の指導者たちは、世界平和と民族独立のために、親しく海を越えて語り合つてゐる現状であります。彼らは、平和への道を開かんと、現状打開のために心身を削つてゐるのであります。彼らも又これに応え、自由世界への貢献と民族独立への道を開かねばならぬと思つてゐます。

以上を以て私の質問といたします。  
(拍手)  
〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕  
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたしました。

他の生産と均衡をとりつゝ民生安定に資する考え方こそ、台閣が目下立てるべき一番緊要の施策であると思うのであります。この点に関して、総理大臣、保安庁長官の所信を承わりたいのであります。最後に、切に吉田内閣に希望いたしまするところは、吉田首相を始め各関係閣僚が、日本の防衛に関し、いやしかも責任を回避することなく、通辞

んが、その期待に背かざるように我々

は努むべきであり、國力の増進と共に自衛力の計画は立つべきであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) アメリカの回答といちらの質問との間に、防衛と自衛といいう意味で食い違ひがあるのじやないかというお話をあります。アメリカ側の回答はア

メリカ政府が独自の見解でいたすのであります。但しその防衛と自衛とは、現在以上に防衛力を増すといいま

すが、或いは再軍備といいうようなことを考へるのは、これは日本の現在の國力に副わないやうんであり、今日は國

の一つの現われとも言はべきものであつて、私の解釈では、自衛は一般的の廣い意味で、防衛はその一つの現われであります。かくて、そ初めて敗戦の悲惨と勞苦のうらより國民の愛國心であると解するのが至当ではないかと思ひます。

而して現在の防衛計画以上に何か計画を立すべきではないかといら御質問であります。が、独立後僅かに一、二年にして、急に防衛計画を立てるとか、或いは再軍備をいたすとかいうよなことは、これは國情に副わないのであるから、私はなたたくない。併しながら「今やつてぶる」やないか」と呼ぶ者あり将来において語り合つてゐる現状であります。彼らは、現以上に防衛力を増すといいますが、或いは再軍備といいうよなことを考へるのは、これは日本の現在の國力に副わないのであります。

今直ちにこの御質問を立てて、そして何年かの後に立てるといふよな計画は立てにくく。日本の國力がどれだけ進むか、或いは一進一退と申してあります。故に、先づ國力を充実すれば、ここにおりてか自然防衛力も増すとどうか持つて行くのが、自然であります。

然らば期待といふ字を何と考へるかといふ御質問のようですが、米国政府としては、しばへ申す通り、成るべく日本から軍隊は引揚げたい、日本みずからをして守らしめたいたいといふ考えであり、故に日本のいわゆる期待といふ字がここにおいて出て來たのです。

その他の主智大臣からお答えいたしました。

ます。只今私の一派の考え方といつてしましては、海外派兵などといふことの問題であります。これは日本政府が自分の考え方であります。これが互助といいますか、お互ひの協定においてそなじうことはないでしょ。どうような保証を取り付けるところのは、どうもおかしく思ひておるのあります。(遙げたく)と呼ぶ者あり)政府の考え方は、いつも申上げる通り、そういうことはしないつもりでありますから、これで十分じやないかと考えております。

なお、先方の法律の中に、みずから

を助け、又お互に助け合う、且つアメリカとの間にも十分助け合うことの題旨があるがどうだといふお話をあります。これは我々としてもこの題旨には賛成なんであります。自由主義

諸国が連携を強化して、これを以て世界の平和を維持するといふ題旨で我々はやつておるのでありますから、このお互いに助け合うといふことに

ては、何ら我々としても早急はないのできまして、ただ助け合う限度にお

手)

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。

内経済上、政治上、その他いろいろの条件の下に可能な範囲で助け合へ、こ

ういうことになるのであります。その意味から言えば一向差支えない限度の、これは互助といいますか、お互に助け合う方針であるうと考えております。

それから、この平和条約の五条についておる点についての御質問であります。これはお話をところにもあります。したよろに、「自発的に」という字句がありますので、日本政府がきめること如何にかかわつておるのありますから、この平和条約の五条を引かれることは一向差支えないと想ひます。

それから、直接侵略に対する防衛の責任を、今後MSAの協定を結べば、保安隊がとるのじゃないか、こういう御質問であります。これは日米安全保障条約におきまして直接侵略に対する防衛はアメリカ側がすることになります。併しながら現在の段階におきましては、日本の国情といたしましては、日本の体制を早急にすることはできないことは御承知の通りであります。

この日本の運命にとつて重大なる影響をもたらすMSAの問題に対して、そこで止むを得ず、直接侵略に対する防衛はアメリカの駐留軍の手によって、国内の平和と治安については保安隊がこれに当る。両々相扶持て、日本の秩序を、平和を保つて行こうとするこになつておるのであります。

そこで、MSAの援助を受けることになつて、将来日本の自衛体制をどう持つて行くか、これについては我々は、やはり日本の国情、殊に財政の面、技術の面、この面を十分に睨み合せて、そらして日本の保安隊の質的向

上を我々は図つて行きたい。而して日本は、やはり日本の保安隊の質的向上を受ければならないか、その必要性について具体的に一般国民がわかつておるに説明して頂きたい。今日まで、MSAのうち、軍事援助及び防衛支援を受けている国は、二十五カ国に上っております。すでに二十五カ国はあります。(拍手)結果どうなことが現われているか。三つの重大なる悪い影響が現われておる。その第一は、財政負担が非常に増えていること。なんと、北大西洋条約機構加盟国の財政負担は、MSA援助を受けてから、一九五〇年の四十億ドルから一九五一年には九十億ドルに殖えており、一九五二年には実に百十億ドルに軍事財政負担が殖えておるのであります。MSA援助を受ける結果、こういう国防負担が殖える。こういふ影響が現われ、すでにイギリスは、あのバトラー歳相の下において、この軍事負担に堪えない、そうして軍事予算の削減を行なつてはいる状態であります。如何にしてイギリスはこのMSA援助から脱却しようかと、今イギリスは焦つておる状態。第二の影響は何であるか。これはMSA受諾の条件としてのバトル法の影響であります。ケム修正案のときには、国連が戦争をしてくる間は中共及びソ連に戦略物資

を送つてはいけない。送つた場合はMSA援助を停止することであつたけれども、バトル法になつてからは、国連が戦争していともなくしてこの適用を受けて、ソ連に戦略物資を送つたならば経済援助は停止されると結果、東西貿易が遮断されました現在、いわゆる世界貿易は縮減している。そして不景気になつておる。これはMSAの影響であります。第三の影響は、内政干渉であります。今度のイタリア選挙に当りまして、イタリアの政府が選挙で敗北し、野党が勝つたならば、MSA援助を停止するであろうことを、選挙前に演説しているではありませんか。そつとして、いわゆるこうじう内政干渉を行なつてゐる。ビルマはMSAのうちで最も歴付きの少いTCAさえも拒否したのも、それが重大なる内政干渉になるからである。

こうじう三つの重大なる無影響がすでに現われている。それなのに、わざなせ日本政府はMSA援助を受け在、いわゆる世界貿易は縮減している。そして不景気になつておる。これはMSAの影響であります。第三の影響は、内政干渉であります。今度のイタリア選挙に当りまして、イタリアの政府が選挙で敗北し、野党が勝つたならば、MSA援助を停止するであろうことを、選挙前に演説しているではありませんか。そつとして、いわゆるこうじう内政干渉を行なつてゐる。ビルマはMSAのうちで最も歴付きの少いTCAさえも拒否したのも、それが重大なる内政干渉になるからである。

第二の質問は、MSA援助を我が国が受けた場合、我が国にどういう影響が現われるか。これはそれ／＼の各大臣から御答弁を承わりたい。

第一は防衛計画。これは保安庁長官に伺いたい。このMSA援助を受ける結果、日本の防衛力は私は強化せざるを得なくなると願ひます。それは、今度の日本政府とアメリカとのMSAに関する文書の交換によりました。アメリカ側は、最小限の費用及び最小限の運営を以て最大の効果を發揮するよう、この自衛力を増強することを期待している。従つて私は、防衛計画においては昨年の夏アメリカの発注がありましたが、精密機械工場において多くの共産主義者がいたといふので発注を取り消した。こうじう実例があるのです。而も又、このMSA援助の結果、と、政府のほうは、この日米安全保障条約におけるあの前文の、日本の防衛力漸増の期待といふものをすでに義務と解してアメリカ側に質問しております。アメリカは又、このミリタリー・オブリゲーションに対しても、いつこのミリタリー・オブリゲーションと変えたのでありますか。

第三の問題は、MSAの軍事義務の問題、ミリタリー・オブリゲーションの問題であります。この日本政府とアメリカとの交換公文、これによりますと、大村保安庁長官に伺いたい。大村保安庁長官、大蔵大臣、岡野通産大臣、それから労働大臣、法務大臣、文部大臣に伺う。

第三の問題は、MSAの軍事義務の問題であります。この日本政府とアメリカとの交換公文、これによりますと、政府のほうは、この日米安全保障条約におけるあの前文の、日本の防衛力漸増の期待といふものをすでに義務と解してアメリカ側に質問しております。政府のアメリカ側に対する質問は、このMSA援助の性格についてであります。政府のアメリカ側に対する質問は、このMSA援助が、あたかも経済援助が優先して、軍事援助は従属性的であるがことを質問を發している。ところがアメリカの回答はそうではない。車

計局長は、ヨーロッパを廻つて来ましで、アメリカの当路者と会つて、そく密保持に関する問題が起つて来ます。

それで、私は文部大臣の質問におきまして、私が岡崎外務大臣に質問する。昨年三月七日、参議院の予算委員会において私が岡崎外務大臣に質問

S A 援助の歴史を見れば当り前です。アメリカの対外援助政策は、最初はいわゆる救済制度、アンダの政策から、一九四八年の对外援助法、いわゆるマー・シャル計画、あれは純經濟的援助であつたわけです。ところが一九四九年にいわゆる相互防衛援助法が制定されました。これによつてアメリカの对外援助政策は、軍事、經濟両建、二本建となつたことは周知の通り。一九四八年相互防衛援助法の下では、經濟、軍事両建であるけれども、まだ經濟が優先していることはこの条文に書いてある。従つて政府の解釈は一九四九年のこれは相互防衛援助法に基いた解釈です。この解釈の仕方は、經濟と軍事の両建であつて、而も經濟が優先するのであります。こういうアメリカの援助政策の解釈に基いて政府は質問している。ところが朝鮮動乱が起つて一九五一年のこの M S A が制定されるに至つて、はつきりと、これは軍事が優先して、經濟援助は從属となっているのです。はつきりと、そうなつておる。アメリカの予算を見たつてそうなつております。

経済援助が激減して軍事援助は激増しているのです。従つて、一九五一年の MSA、この安全保障法から、はつきりとこれは、軍事的援助が優先する、経済援助が從属する、こういう建前になつておるのです。にもかかわらず、政府はあたかも、MSA援助は、経済的日本の安定といつものが先決条件である、こう解釈するがどうかと質問している。ところが、アメリカのほうはこのMSA援助は、経済安定は自衛のための一つの条件である。——逆にやありますか。——こう回答しておる。」の認識の相違はこれは重大であります。従つてこの食い違いについて私は明快なる御答弁をお願いいたします。時間がありませんから、これで私の質問を終ります。

差支えないとおもふのが政府の見解であります。ただ、今も御参考まで、六月二十四日の公文を発する前にも、政府におきまして、あらゆる角度からこの援助の性質を検討いたしまして、その検討の結果、十四日の公文となつて、アメリカ側に疑点を質しました。アメリカから要はました回答によつて、こちらで疑点をしておりましたところもはつきりいたしました。この援助の結果、何か日本にできない相談があるかどうかを検討いたしました結果、そういう心配がないという結論に達しましたので、この交渉を進めるよくなことになつた次第で、これが日本の自衛力の増強のために有効であり、又経済面に寄与するものであるとさう見解に立つたのです。(「それも具体的に言わなければ駄目だよ」と呼ぶ者あり)

好國の安全保障及び独立を維持する  
とを目的としておるのであります。日本  
の場合は、米国からの回収文書  
は、国内の治安を維持し、且つ平和  
約第五条(C)項において保証されてお  
ます個別的又は集団的自衛の固有  
権利を一層有効に行使するために与  
られるとしておりますので、そ  
通りに政府としては解しておる次第  
になります。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手  
○國務大臣(岡崎勝男君) 第一は、  
S Aを受けると日本の財政的負担が  
すであるうとう御質問であります  
が、我々はそうじうところについ  
ては、この質問書及び回答にあります  
うに、国内の経済上政治上の安定  
か、或ひは資源設備等の許容する範  
内であること等あります。特に  
れによって財政上の負担を大いに増  
とふうようなことは必要ない、こうう  
つております。

なお、これを受けるとバトル法の  
用を生じて困難とするのじやないかとい  
うお話をあります。すでに M S  
の援助は西欧の諸国も受けておるの  
ありますし、現にそして、日本と西

諸国との間では中共貿易において日本のほうが制限がひどくて、西欧のはが多いじゃないか、東にやつておるんじゃないかといふ御疑問が始終あるくらいでありますて、MSAを受けました。中共貿易等につきましての幅は当広いのでありますて、特にこれについて日本が困難をするということとは考えておりません。

なお、MSAを受ければ内政干渉になるのじやないか——これはまあ理がありまして、私から言わせれば、本の政府なり国民なりがしつかりりおれば、内政干渉などとうとうな問題生じないと思ひまするが、例えはヨーロッパにおいてもフランスにおいても別に内政干渉といふような議論は私ないと思つております。(嘘をつけ)フランスでは外務大臣が抗議したにないかと呼ぶ者あり)そうして、英木村君のお話では、イギリスもフランスもMSAを脱却するのに大いに苦をしておる。(「その通り」と呼ぶ者あり)こうじうお話をありまするが、の解釈するところでは、MSAを受けておらぬのでありますて、脱却する題はないのでありますて、脱却する

に苦心をしておるとどうよくなことは、とても私には考えられないのです。

ります。

なお、MSAは軍事援助が主で経済援助が従である。然るに日本側の質問はおかしいじやないかということでありまするが、我々の質問はそういう趣旨じやないのあります。我々の質問しておるところは、防衛力を増強する等の問題を考えるときに、経済上の安定を考慮することが先決問題であつて、

経済上の安定を無視してまで防衛力を増強するといふようなことがないのが、我々の質問はそういう趣旨じやないのあります。MSAのいわゆる軍事的義務といふものはカバーされると思うがどうだといふ質問に対しても、先方はその通りだとひうのであります。(拍手)

「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」  
「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」  
「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」  
「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」  
「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」  
「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」  
「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」  
「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」  
「國務大臣木坂善太郎君登壇、拍手」

いたしましても、必ずしもこれに対しでは私は服するの義務はなかろうかと考えております。(拍手)

○國務大臣(大連茂雄君) MSA援助で、すでにこの義務は履行しておるのあります。我が国の教育が軍国主義でありますし、我々のこの義務で、MSAのいわゆる軍事的義務といふものが、我が國の教育が軍国主義化すると思つがどうかといふお尋ね

あります。「準備しているじやないか」と呼ぶ者あり) 政府はさように考えません。(拍手)

第一のバトル法の関係につきましては、先ほど外務大臣からお答えがありましましたことく、今後MSA援助を受け

ます。

第一のバトル法の関係につきましては、先ほど外務大臣からお答えがありましましたことく、今後MSA援助を受け

ます。

第一のバトル法の関係につきましては、先ほど外務大臣からお答えがありましましたことく、今後MSA援助を受け

ます。

## 官報(号外)

MSAは軍事援助が主で経済援助が従である。然るに日本側の質問はおかしいじやないかということでありまするが、我々の質問はそういう趣旨じやないのあります。我々の質問しておるところは、防衛力を増強する等の問題を考えるときに、経済上の安定を考慮することが先決問題であつて、

経済上の安定を無視してまで防衛力を増強するといふようなことがないのが、我々の質問はそういう趣旨じやないのあります。別に経済援助が主だとか軍事援助が従だとか、そういう意味の質問をいたしておりまして、先方もこれに対しても、その通りだと言つておるのであります。

当然である、こういう意味の質問をいたしておりまして、先方もこれに対しても、その通りだと言つておるのであります。別に経済援助が主だとか、そういう意味の質問をしておるのじやないのあります。なお、安全保障条約の前文にある自衛力の漸増ということの期待を、いつ日本政府は軍事的義務として先方に話しておるかといふ話であります。我々はそんなことを言つておりますが、質問書にもそんなことは書いてありません。要するに、安全保障条約にありますように、日本側の見解によつてこれを処置すべきであらうとおきます。従つて、仮に万ありますることは、第一條、第二條にありますように、私は考えております。従つて、仮に万ありますことであつて、例えば日本

○國務大臣(木村篤太郎君) MSA援助を受けるにいたしましたが、将来、日本の自衛体制を如何に立つべきかといふことについては、日本独自の見解として、これが関連企業には当然国内によつてこれを処置すべきであらうとおきます。従つて、仮に万ありますことは、第一條、第二條にありますように、私は考えております。従つて、仮に万ありますことであつて、例えば日本

○國務大臣(木村篤太郎君) MSA援助を受けるにいたしましたが、現在予想の限りでございませんが、MSAを受諾することになるといつたまでも、これが関連企業には当然国内の調整を図つて参りたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) MSA援助を受けるにいたしましたが、現在予想の限りでございませんが、MSAを受諾することになるといつたまでも、これが関連企業には当然国内の調整を図つて参りたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) MSA援助を受けるにいたしましたが、現在予想の限りでございませんが、MSAを受諾することになるといつたまでも、これが関連企業には当然国内の調整を図つて参りたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) MSA援助を受けるにいたしましたが、現在予想の限りでございませんが、MSAを受諾することになるといつたまでも、これが関連企業には当然国内の調整を図つて参りたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) MSA援助を受けるにいたしましたが、現在予想の限りでございませんが、MSAを受諾することになるといつたまでも、これが関連企業には当然国内の調整を図つて参りたいと考えております。(拍手)

ではありません。政府は援助を受けても永久に日本が軍事的義務を果す責任がないということを確言することがであります。

第三点は、この援助には、保安隊の指揮権と軍需生産の監督権を必ず握られるところの軍事顧問団の派遣、又、共産圏への輸出制限の強化、更に労働組合の国際自由労連への加盟の強要、その他の紐が付くのであります。たつた一億ドル余り、即ち三百六十億円くらいの日賄れ金を拝借して、これだけの軍事義務を背負い、再軍備を強要され、中国貿易の禁輸を強化され、労働運動の自由な発達を鎮圧することを約束するような、反民族的、反祖國的なことを平気でやつてのけて、恥かしいとは思わないのか。私はこの点で内閣総理大臣に対し日本人らしい答弁を要求いたします。

第四点として、私はこの際、政府に確かめさせておきますが、政府は本国会の休会を待つて、勝手な協定なり取極なりを秘密にやつてのけ、一つへ既成事實を作り上げ、国民にこれを強要する腹がまではないか。そうでないともうかも知れないが、現に今度の文書の交換をこの手でやつたではないか。

又、曾つて日米安全保障条約に伴う行政協定をこの手でやつたではないか。これは世界各国における帝国政権の常套手段であります。吉田内閣は、今日新らしく条約を結ばず、例のごとく行政協定によつて事を済ませ、国民の追及を逃れようとしておるのではないか。政府の明確な答弁を求めるものであります。

第五点として、具体的な問題について一つだけ質問をしておきたいと思います。即ち、いわゆる見返資金はMSA援助によつて軍事目的以外には使われないことになつております。そのことは安全保障法第五百三十九条に明らかに規定するところであります。政府は、たつた一億ドルの見せ金で、七千億円の国民の血税にすつかり紐を付けられて、国民に対して申訴があると思つたのか。私は以上の点に関して、日本共産党を代表し、我が党を直接支持した百万の有権者を代表し、更に祖國を愛する全

府は、以上に点に關して、日本共産党を代表し、我が党を直接支持した百万の有権者を代表して、明確なる答弁を政府当局に要求するものであります。私は、以上の点に關して、日本共産党を代表し、我が党を直接支持した百万の有権者を代表して、明確なる答弁を政府当局に要求するものであります。

それから、MSA受諾の結果として、再軍備の強要、労働運動鎮圧といふようなこと、又從来以上に中國貿易の制限がありやしないかといふ御質問であります。それが何億ドルかわかりません。これはこれから交渉しなければわかりませんが、国の治安と防衛を確保するためには、ほかの条件が許すならば、MSAの援助を受けることが適当であろうと考えております。その他の外務大臣から答弁いたしました。

〔國務大臣織方竹虎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(織方竹虎君) 須藤君にお答えいたしました。

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕

なお、MSAの援助について各国では反対しておる、何か日本の経済を戦争屋に壳覆すといふような表現であります。

政府と米大使館の間の質疑応答の文書は三文の価値もないのではないか故にこそ、西欧においては、現に「援助よりも貿易を」という世論が澎湃として巻き起り、これが政治を決定する段階になつておるのであります。後進国と言われるビルマにおいてさえ、

として申訴があつた。

正式の意思表示であると政府では解釈

べーモウ博士は「祖国を戦争の大鍋に投げ込む人食人種のようなMSA」と叫んでおるのであります。政府はかかる

としております。公文の中に合衆国政府の訓令に基くといふこともはつきり書かれております。

それから、政府はこの協定を秘密裡に結ぶのではないかといふ御質問であります。これがしばへ、『明しておいて』

ります。

が軍事的義務を果すこと、自国の防衛力を發展させる一切の措置を講ずることを定めたもので、この根本規定は一片の手紙などで変更されるものではな

いといふ御質問であります。政府は速やかにこの点を反省し、罪を国民の前に陳謝すべきであります。政府にこれだけの国民的良心があるかどうか

が承認を得るつもりであります。

なお、僅か一億米ドルの援助で七千億に上る国民の血税に紐を付けられるので、国民に申訴が立つかといふお話であります。私はその意味がよくわかりません。要するに我々は、一億ドルか何億ドルかわかりません。これは

あります。

これから交渉しなければわかりませんが、国民の治安と防衛を確保するためには、ほかの条件が許すならば、MSAの援助を受けることが適当であろうと考えております。

なお、MSAの援助について各國では反対しておる、何か日本の経済を戦争屋に壳覆すといふような表現であります。私が子どもはそうじうかうには全然考えておりません。飽くまで自由主義諸国と提携を強化し、日本の防衛力を強めるために、これを受けるのであります。(拍手)

は、今すでに負つております日米安保

条約であります。

○須藤五郎君 なお、時間が少し残つておるはずでございますから、再質問いたします。

○議長(河井彌八君) よろしくお聞き

ます。

〔須藤五郎君登壇〕

○須藤五郎君 政府の答弁はいつもそうであります。(「君の言うことはいつも同じだ」と呼ぶ者あり)今回の答弁を見ましても、「まかしに過ぎない。

第一、私が申しましたのは、MSAの

ことに聞しましてはアメリカの議会が

はつきり決定しております。ところがそ

議会の決定と違つたような方針をアメ

リカの大が回答しておる。そこに問

題があると想つのです。だから、アメ

リカ大使の手紙が実際に議会の決定を

覆えすだけの効力を持つておるのか。

力を持つておるのかどうか。アメリカ

の議会政治の性質として、この議会の

決定が一番強力な力を持つておるの

だ。そういう点を私は申上げたので

す。だから、アメリカの議会の決定に

反したよくな大使の一片の手紙が、本

当に効力を持つておるのか、力を持つ

ておるのかどうか、持つていいのでは

ないかとじうことを私は尋ねた。その

点に対し、はつきり答えていないと

思うのです。政府は、今や瀕れる者と

して、即ち昔から日本には瀕れる者

は襲をもつかむといふ議があります

が、今や政府の政策がすべて破綻を來

たして、日本はどうしていいかわから

ない。だから、MSAであろうが何であ

るが、とにかく襲をつかみたいとい

うところから、MSAに対しましても、

すがり付こうとしておるようあります

が、政府は、日本のこの漏れて行こ

うとする日本を救う、即ち漏れる水を

排除することを少しも考えていない。

先づ自分が漏れようとすると水を排除す

ることを第一に考えるべきだ。それで

はその水は何だ。その水とは何だ。こ

れは世界全国と講和を結ぶことです。

全面講和を結ぶこと、これがみずから

の漏れることを防ぐ第一の要件であり

ます。先づソヴィエトや中国、あらゆ

る国と平和条約を結ぶことです。これ

をしようとしたので、殊更にMSAご

ときものを受けて、この国々と殊更に

障壁を築いて、侵略戦争を計画しな

いふとまことに、日本は政治を持

つて行こうとしておる。そこに問題が

あるのです。自衛とか防衛とか、いろ

いろなことを言つておりますが、私

は、親善關係こそ最大の防衛であり最

大の自衛だと思つのです。政府は、こ

の親善關係を、ソヴィエトや中国と如何に結ぼうとして努力しておるか、どうぞお聞かせください。私はこれまでのことをやつたか、はつきりと、ここで答弁を求める。私はこれと、ここで答弁を求める。私はこれと、ここで答弁を求める。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。

アメリカの政府の組織は三権分立い

たしておまして、法律等は、勿論、

議会がきめますが、対外交渉等は一切、

行政がやることになつております

て、その行政の正式の見解が表明さ

れる以上は、これはアメリカの国の意

思であると私は信じております。又議

会の決定と違つじやないか、違つ意味

を伝えておるじやないかと言われます

が、法律の解釈等は米側におきま

して有權的になされるのであつて、須

藤君の解釈が有權的なものではないと

思います。従つて、米国の政府が公式

にその解釈を表明して来れば、それは

アメリカの正式の解釈であると当然と

るべきものであると思つております。

(間違ひを起すもどだ」と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 日程第二、私的

独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、(趣旨説明)

本案につきましては、特に本会議に

おいて内閣より趣旨説明を聽取する

必要があります旨の議院運営委員会の決定

こういふお話をあります。MSAを受けるから、それがむづかしくなると、私は考えておりません。MSAを受けておるイギリスやフランスといふとも、ソヴィエトと国交を開いておるアメリカといえども、又MSAを受けておるアメリカといふことも思えます。なほ、政府はしばしばソヴィエトにおいても東洋条約を受諾するならば平和関係に入りたいと云ふことは表明しておるのであります。問題は柔道条約を受諾するかどうかと云ふことにかかつておるのであります。(拍手)

○國務大臣(諸方竹虎君) 只今上程さ

ておるのであつて、一向これは差支え

ないと思ひます。なほ、政府はし

ばしばソヴィエトにおいても東洋条約

を受諾するなら平和関係に入りたい

として、問題は柔道条約を受諾するかど

うかと云ふことにかかつておるのであ

ります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて質疑の

通告者の発言は全部終了いたしまし

た。國務大臣の演説に対する質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) これにて質疑の

通告者の発言は全部終了いたしまし

た。國務大臣の演説に対する質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、私的

独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、(趣旨説明)

本案につきましては、特に本会議に

おいて内閣より趣旨説明を聽取する

必要があります旨の議院運営委員会の決定

がございました。これより諸方國務大臣の趣旨説明を求めます。諸方國務大臣

〔國務大臣諸方竹虎君登壇、拍手〕

受けるから、それがむづかしくなると、私は考えておりません。MSAを

受けました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する

法律案につきまして、その提案の理由

を説明いたします。

昭和二十二年七月に独占禁止法が施行されましたから、早くも約六年を経過いたしましたのであります。その施行の経験に徴しまして、本法の諸規定

を、我が國經濟の特質と実態に、よりよく即応するものにする必要が感ぜられております。もとより、国民經濟の民主的で健全な発達を促進するため、私企業による市場独占のもたらす諸弊害を除去し、公正且つ自由な競争を促進しようとするとする独占禁止法の根本精神は、飽くまで尊重すべきものであります。もとより、国民經濟は、飽くまで尊重すべきものであります。(拍手)

○國務大臣(諸方竹虎君) 只今上程さ

ておるのであつて、早くも約六年を経過いたしましたのであります。その施行の経験に徴しまして、本法の諸規定

を、我が國經濟の特質と実態に、よりよく即応するものにする必要が感ぜられております。もとより、国民經濟の民主的で健全な発達を促進するため、私企業による市場独占のもたらす諸弊害を除去し、公正且つ自由な競争を促進しようとするとする独占禁止法の根本

精神は、飽くまで尊重すべきものであります。この際、内外諸情勢の推移にこれが改正を提案いたしましたが、

に鑑みまして、独占禁止法に適当な調整を加える必要があると考え、前国会にこれが改正を提案いたしましたが、

成立を見るに至りませんでしたので、今回改めて本法律案を提出するに至つた次第であります。

本法律案は、前国会に提出いたしま

して、その改正の項目はほぼ同一であります。(拍手)

おりましたが、主要なものは、特定の場

合、即ち、不況に対処するため必要がある場合、及び合理化の遂行上特に必要な場合における事業者の共同行為を、一定の条件の下に認容したこと、株式の保有、役員の兼任等の制限を緩和したこと、不公平競争方法に関する現行法の規定を整備したこと、不当廉売、おとり販売等の不当競争を防止するための再販元価格維持契約、いわゆる定価拘束制度を認めたこと、事業者団体法を廃止して必要な事項を独立禁止法中に収めたこと等であります。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

〔参考朗読〕

昭和二十八年六月二十七日  
本日委員長から左の報告書を提出しました。  
〔参考朗読〕

よつて国会法第八十三条により送付する。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

〔参考朗読〕

昭和二十九年六月二十七日  
衆議院議長 堀 康次郎  
参議院議長 河井彌八殿  
法律案可決報告書

○池田宇右衛門君答覆、拍手

〔池田宇右衛門君答覆、拍手〕

が千円をこえるものについても三十五円とする。

○池田宇右衛門君答覆、拍手

第五十二条第一項中「又は航空郵便」を削る。

第五十三条第一項の次に次の一項を加える。

第五十六条第一項中「又は航空郵便」を削る。

第五十七条第一項を次のように改める。

第六十条第一項を次のように改める。

第六十一条第一項第一号(ろ)中「五十円」を「五十五円」に、「十五円」を「二十円」に改め、同項第二号中「六十五円」を「七十円」に、「十五円」を「二十五円」に改め、同項第三号中「八十五円」を「九十五円」に、「十五円」を「三十円」に改める。

第四十四条第一項中「又は航空郵便」を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の規定により納付すべき書類は、第五十八条第五項第一号の規定にかかるわらず、損害賠償額を可決した。

郵便法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

昭和二十八年六月三十日 参議院会議録第十六号 議事日程追加の件 郵便法の一部を改正する法律案

〔参考朗読〕  
為を、一定の条件の下に認容したこと、株式の保有、役員の兼任等の制限を緩和したこと、不公平競争方法に関する現行法の規定を整備したこと、不当廉売、おとり販売等の不当競争を防止するための再販元価格維持契約、いわゆる定価拘束制度を認めたこと、事業者団体法を廃止して必要な事項を独立禁止法中に収めたこと等であります。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

〔参考朗読〕  
昭和二十九年六月二十七日  
本日委員長から左の報告書を提出しました。  
〔参考朗読〕

郵便法の一部を改正する法律案

議決報告書、皇室經濟法の一部を改正する法律案

可決報告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

法律案可決報告書

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のよう改正する。

第二十条第一項中「又は印紙の充

めばき」を、印紙の充さばき、買上若しくは

償還に改める。

第三十一条第一項第一号(ろ)中「五

十円」を「五十五円」に、「十五円」を「二十円」に改め、同項第二号中「六十五円」を「七十円」に、「十五円」を「二十五円」に改め、同項第三号中「八十五円」を「九十五円」に、「十五円」を「三十円」に改める。

第五十七条第一項を次のように改める。

第六十条第一項を次のように改め、同条第三項中「四十円」を「五十円」に改め、同条第五項を削る。

速達の取扱は、郵政大臣の定める地域にある郵便物(重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を除く。)につき、これをするものとする。

第六十条の二を削る。

改正の要點を簡単に御説明申上げますと、第一は小包郵便料金の改正である等、若干の制度改善をいたそと子

改正されました鉄道小荷物運賃との調整を図る目的で、小包郵便物の料金を改正すると共に、航空郵便制度を速

速郵便制度に統合してこれを合理化す

る等、若干の制度改善をいたそと子

改正されました鐵道小荷物運賃との調整を図る目的で、小包郵便物の料金を改正すると共に、航空郵便制度を速

速郵便制度に統合してこれを合理化す

る等、若干の制度改善をいたそと子

距離宛てのものの値上率は比較的高率であることとし、これらの總平均約一割の値上率にとどまるよう改正したのであります。第二は、現行の航空郵便制度を廃止して、これを速達郵便制度に統合しようとするものであります。第三は、現行の航空郵便制度は、単に郵便物の運送だけを航空便によるところでありまして、必ずしも郵便物速達の効果を挙げ得ない憾みもありましたので、これを速達郵便制度に統合いたしまして、速達とした第一種及び第二種郵便については、航空路によって運送するほうが速達すると認められる場合は、特に航空運送のための料金を徴収せずに、すべて航空路により運送することとしたうとするものであります。その他、速達郵便物の配達地域を実情に即するように郵政大臣が定めることとすること、又書留とした郵便物を転送又は還付する場合、受取人又は差出人が納付する書留料を引下げる等の点を改正せんとするものであります。

委員会におきましては、今回の郵便物の値上げにより年間大体どのくらいの収入増となるかとの間に對し、政府より、大体三億四千万円ぐらゐの増収となるとの答弁があり、又航空郵便を

対しては、年間約二千万円の収入減少する。第二条を次のように改正する。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、  
皇室經濟法の一部を改正する法律案。

皇室經濟法の一部を改正する法律  
案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

皇室經濟法(昭和二十一年法律第  
四号)の一部を次のように改正する。

第一条 削除  
第二条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第四号とし、同

昭和二十八年六月二十九日  
衆議院議長 涼 淳次郎

五日間遅らせ、七月五日とする旨の修正動議が提出せられました。かくて討論を終り、採決の結果、中川委員の修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても全

会一致を以て可決せられ、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

右御報告を申上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございま

す。内閣委員会理事竹下豊次君。  
参議院議長河井彌八殿

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、中川委員より、施行期日を五日間遅らせ、七月五日とする旨の修正動議が提出せられました。かくて討

論を終り、採決の結果、中川委員の修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても全

会一致を以て可決せられ、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

皇室經濟法の一部を改正する法律案

三 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合  
第六条第三項第二号に次の但書を加える。

但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定期相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むとの認定は、皇室經濟会議の議を経ることを要する。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

第一項第一号に「三百四十万円」を「百九十万円」に改める。

は、「三千六百万円」と、同法第八条の規定中「百九十万円」とあるのは、一時金額により支出する皇族費に関する場合を除く外、「百七十五万五千円」と読み替えるものとする。

〔竹下豊次君登壇、拍手〕

○竹下豊次君 只今議題となりました皇室經濟法の一部を改正する法律案の内閣委員会における審議の経過並びに内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先づ本法律案の内容を御紹介いたします。本法律案における改正の第一点は、第一条の皇室用財産に関する規定であります。本法律案における改正の第一点は、第一条の皇室用財産等にも同趣旨の規定ができましたため、現在においてはこの条文を存置する必要がないものと認めて、第一条を削除いたしました。

第二点は、皇室がなす財産の授受の制限に関する点であります。皇室がなす財産の授受のうち、外国との交際のための儀式上の贈答に係る場合及び公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合は、その趣旨に副うためには接受が時期を失しないことが必要であり、且つその性格も極めて明確であります。

ますので、この二つの場合の財産の授受は、授受の制限から除外することに改訂いたしておるのであります。第三点は、年額による皇族費のうち、独立の生計を営まれる親王妃に対するものに関する点であります。この額は、現行法においては定額の二分の一となつておりますが、夫たる親王が死去せられ、親王妃が独立の生計を営まれるようになつたときは、その妃の社会的地位に鑑み、少しき失すると考えられますので、その場合には、独立の生計を営まれることにつき、皇室經濟会議の認定を経た上、定額相当額を支出するよう改訂いたしておるのであります。

内閣委員会は、予算審査を合せて委員会を三回開きました。慎重審議の結果、全会一致を以て可決すべきものと認めました。

次に、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたしました。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 懇願起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

先づ本法律案の内容を説明いたします。皇室諸般の費用は、日本国憲法第八十八条及び皇室經濟法の規定により、毎年國庫から支出することになります。今回の九州その他の地方の豪雨による被害並びに通船の西日本一帯の水害を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十五名からなる水害地緊急対策特別委員会を設置いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて委員二十五名からなる水害地緊急対策特別委員会を設置することに決定しました。

本院規則第三十条により、議長が選定いたしました特別委員の氏名を参考に朗読いたします。

〔参考朗読〕

水害地緊急対策特別委員

- ・秋山俊一郎君 小野義夫君
- 鈴木幸弘君 西郷吉之助君
- 重政庸徳君 高野一夫君
- 谷口弥三郎君 藤野繁雄君
- 松岡平市君 河野謙三君
- 島村重次君 野田俊作君
- 林了君 三浦辰雄君
- 阿木根登君 安部キミ子君
- 矢嶋三義君 吉田法晴君
- 小松正雄君 松浦清一君
- 山下義信君 寺本廣作君
- 松浦定義君 加瀬完君
- 鈴木雅平君

○議長(河井彌八君) つきましては、この際、日程に追加して、裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○石村泰作君 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙は、成規の手続を省略いたしまして、議長において指名せられんことを、議長において指名せられんことをの動議を提出いたしました。

○鶴川幸夫君 私は只今の石村幸作君の動議に賛成いたします。

○鶴長(河井彌八君) 石村君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、裁判官彈劾裁

めます。よつて議長は、裁判官彈劾裁

追加して、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする」とに御異議ございませんか。

○鶴長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。大蔵委員に堀木謙三君を指名いたしました。

〔参事朗説〕

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即ちこれを大蔵委員会に付託した。

〔審査報告書〕

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即ちこれを大蔵委員会に付託した。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(日本開発銀行又は日本輸出入銀行の外貨債権の保証)

第一条 国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(外国政府が半額以上出資して設立した金融機関である特例)

(貸付金債権の取得の認可に関する法律)

第一條 国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(外国政府が半額以上出資して設立した金融機関である特例)

(貸付金債権の取得の認可に関する法律)

第一條 国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(外国政府が半額以上出資して設立した金融機関である特例)

(日本開発銀行又は日本輸出入銀行の外貨債権の保証)

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、日本開

行又は日本輸出入銀行がその

三條の規定にかかるらず、日本開

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の二条を加える。

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、日本開

行又は日本輸出入銀行がその

三條の規定にかかるらず、日本開

行又は日本輸出入銀行がその

は、電力設備合理化のための資金の借入が期待せられるに至りましたので、

本案は、国際復興開発銀行等からの外資の受入を促進するために関係諸法律の特例規定を設けようとするものであります。

次に、その内容を申上げますと、第

一に、国際復興開発銀行又は外国政府金融機関から外資を受けようとする者

の場合に、当該貸付を受けようとする者

が主務大臣の認可を受けたときは、そ

の認可を以て外資に関する法律の規定

による認可を受けたものとみなし、国

發銀行の小林總裁及び中山理事並びに日本輸出入銀行の山陰副總裁の三君を

参考人として出席を求め、最近における日本輸出入銀行及び日本輸出入銀行の

業務内容及び国際復興開発銀行よりの

外資導入の交渉経過等について実情を

聴取する等、慎重に審議いたしたので

ありますが、そのうち質疑の主なるも

のを申上げますと、現在、世界銀行と

の交渉を行なつてある具体的な内容につ

いての質問に対しては、中部、関西、

九州の三電力会社が使用する火力発電

設備資金として四千九十余万ドルの借

入れが近く実現される見込であるとの

答弁がありました。又、水力発電設備

資金二億二千余万ドルの導入の見通し

に定めることとしようとするもの

ことができるこことしようとするもの

であります。第三に、日本開発銀行又

は日本輸出入銀行が国際復興開発銀行

等からの外債資金の借入契約に基き債

券を引渡す必要があるときは、当該借入額を限度として債券を発行することができるこことしようとするものであります。

本案の審議に当たりましては、日本開

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、野溝委員より、「外資を入り込むことによる向きもあるが、政府の説明によつてその懸念がないことが明らかとなつたのはよろしいが、なお大企業のみに偏することなく、農林漁業並びに中小企業に対する融資を強化する必要があります。而して政府より将来その趣旨に副うて努力する旨の答弁があつたので、これを期待して本案に賛成する」との意見が述べられ、次いで小林委員より、「外資導入に対する政府保証の必要はかねてより自分の主張したので、これを期待して本案に賛成す

○議長(河井彌八君) お諮りを以て御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上三案を一括して議題とする」と

○議長(河井彌八君) 御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 通一致で可決せられました。

昭和二十八年度一般会計暫定予算補正(特第2号)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年度特別会計暫定予算補正(特第2号)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年度一般会計暫定予算補正(特第2号)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年度一般会計暫定予算補正(特第2号)

〔賛成者起立〕

## 官 報 (号外)

八年度政府関係機関暫定予算補正(機第2号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。本件は、去る十三日、本国会に提出せられ、且下衆議院において審議中の昭和二十八年度本予算が成立いたします。までの暫定措置として、七月分に必要な経費を今までの暫定予算には追加いたしまして、暫定予算補正第2号として提出されたものでございます。この七月分暫定予算は、昭和二十八年度本予算を基礎として編成されたものであります。即ち、暫定予算の性質上、新規事業のうち後年度に相当な財政負担を及ぼすような大規模な事業に対する経費は計上を見合せてありますけれども、その他の経常的経費につきましては、本予算計上額の月割一ヶ月分を計上し、又、本予算において七月分より実施を予定しております新規事業及び単価の改訂につきましても、原則としてこれを織り込むこととしているのであります。要するに、暫定予算の域を

脱しない限度を旨途としつつ、而も得る限り本予算の趣旨を織り込むという方針の下に編成されたものであります。かくて七月分の暫定予算第一般会計において、歳入一千四億五千八百余万円、歳出九百六十七億八千四百余万円であります。その内容につきましては、只今申上げましたように、歳出は原則として本予算計上額の月割一ヶ月分を計上いたしておりますが、公共事業費、食糧増産対策費、住宅対策費等で、従来より継続の事業費につきましては、事業施行の時期的関係を考慮して、その促進を確保するに必要な額を計上すると共に、新規事業についても、急施を要するもの又は時期的に關係あるもの等は七月中旬に必要とする金額を計上しておる点が、従来と異なる特徴となつておるのであります。

特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計と同様、二十八年度本予算を基礎として七月分の所要額を計上いたしております。さて、本案の審査に当りましては、六月二十三日に予備審査を開始したのであります。が、政府側の出席の都合を考慮し、衆議院よりの送付を待つて、

二十九日及び三十日の両日、総理大臣並びに閣僚各大臣の出席を求めて審査を行なつたのであります。委員会においては、「フィリピン政府の今回我が職犯者に対しとられた措置について政府としては何らか謝意を表すべきであると思ふがどうか。朝鮮休戦によるアジアの平和復興は世界の望むところであると思ふが、日本は、いつでもアメリカとの外交方針に追随することをせず、朝鮮和平の急速なる成立について、更に進んで諸国軍隊のアジアからの撤兵や中共の国連加入促進について、政府の外交官のみでなく、民間経済人や技術者を起用したり、経済アタッシャーを置くつもりはないが」との質疑に對し、「東南アジアとの提携について何らかの貿易拡大に重要な関係があると思わないか。経済外交には、在来の外交官のみでなく、民間経済人との答弁がありました。

次に経済問題について、「最近の経済情勢の悪化、特に本邦品の割高による輸出不振に対処する政府の施策については、三百六十円の円兑替レートを以て果して輸出競争に堪えるかどうか。輸出増進政策が国内で物価を吊り上げ、海外にダンピングを行なつたり、労働者の犠牲の上に行われるのではないか」との質疑がありましたが、政府は、「朝鮮事変の勃発により我が國の産業がなすべき産業合理化を怠つておることは世界もよく承知しておる。政府は速やかにこれを発表する考へはないか。又、MSA援助について、

る。輸出はボンド調貿易が後半からや  
やよくなる予定であること、輸出促進  
を労働者の犠牲の上に行なうつもりはな  
い」という答弁がありました。更に、  
今回の暫定予算總則に盛られている世  
界銀行よりの借款に関連して、「発電  
機械や土木機械のごとき、国内でも生  
産可能なものを強いて外債により購入  
するのは、経済自立を図るという政府  
の根本政策と矛盾しないか。なお、こ  
のような重大な政策的意味のあるもの  
を何故暫定予算に入れねばならない  
か」という質疑がありましたに対し、  
「日本開発銀行が世界銀行から借入れれ  
る外債の政府元利保証については、別  
に法律案を国会に提出しております。この  
交渉が七月中に成立する見通しである  
こと、世界銀行からの外債による分  
は、日本で生産したことのない高性能  
の発電機械であり、二十五年といふ長  
期資金で、日本経済の自立に役立つと  
思われる」旨の答弁がありました。

格制を認めたことであり、政策上の大転換を行なつたものと思うが、政府の所見はどうか」等の質疑に対しまして、政府側より、「闇米高騰の原因については目下調査中である。対策として、繰上げ配給については只今のこところ考えていないが、ただ精麦は必要に応じては統制を繼續する限りこれを打倒する者はいない。今回の麦価については、昆方によつては二重価格制と云ふかも知れないが、麦には統制がなく、その価格は自由になつてはいるので、いわゆる二重価格ではない」という答弁があつた。

お十八、九億円の残りがある。二十八年度本予算には、暫定予算に計上済みの三十億円を含め百億円の災害対策予備費が計上されているので、一応は賄い得ると思ふ。」なお、「このよつた当面の応急的な対策とは別に、根本対策については如何に考えているか。災害が未然に防止するため、たとえ防衛費をあらと廻しにしても、災害防除、国土保全のための経費を増額すべきではないか」との質疑に対し、政府側から、「十八年度予算に計上した公共事業費は今までに曾つてない巨額のもので、これで十分とは言えないとしても、資金の効率的の使用の面からすれば、このくじいが適当と思ふ。又、保安庁経費等はこれ以上削減の余地はない」という答弁がありました。

て、何らかの考慮が必要と思ふ。大臣は、六月分暫定予算の際は總と考慮すると答弁され、昨日は本当に考慮すると答弁されているが、察するに、昨日の答弁は、最近の機会において増額支給するように取計らるの意味と理解するが、重ねて大臣の所見を明確にいたしておきたいとの質疑に対し、大臣から、重ねての質疑の御趣旨あるので善処することいたしましたといふ答弁がありました。なお、湯山、松澤両委員からも関連質問がありまして、大蔵大臣から右と同様の答弁がされました。又、諸方國務大臣から口蔵大臣と同趣旨の答弁がありました。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、先ず、小林委員から日本社会党第四控室を代表して、防衛費の保険が計上されること、凍結費及び風水害対策費が不十分であること、公務員の夏季手当増額を繰り込んでいないこと等を理由として反対、吉橋委員から自由党を代表して、各項目ともいづれも緊急止むを得ない経費のみであるとして賛成、加藤委員から日本社会党第二控室を代表して、本本算には、西日本災害対策費、夏季手当

べきものがない半面、再軍備的性格を持つておるとの理由で反対、森委員から緑風会代表して、予算執行に当たり災害応急対策の実を速やかに擧げるべく最善の努力を払つよう希望を付して賛成、無所属クラブの木村委員から、本暫定予算是二十八年度予算の一部であるから、本予算と切り離してこれだけを承認することはできぬ、世界銀行からの外資導入は、その性質上暫定予算に織り込むべきではない、夏季手当については篤と考慮するとの言明があつたのにもかかわらず、誠意が認められない等の理由で反対、堀木委員から改進党を代表して、おおむね妥当な暫定予算と認められるので、将来に対する我が党の態度を拘束するものではないとの留保を付して賛成、最後に、純無所属クラブの三浦委員から、現在の国政運用上必要なる最小限度のものであるとの理由で賛成の旨述べられました。

かくて討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託せられました昭和二十八年度暫定予算補正第2号三案は、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。詳細は速記録によつて御承知を願います。

## 官報(号外)

以上御報告を申上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 別に御発言もな  
ければ、これより三案の採決をいたし  
ます。三案全部を問題に供します。三  
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 週半数と認めま  
す。よつて三案は可決せられました。

(拍手)  
次会の議事日程は決定次第公報を以  
て御通知いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十一分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三回)  
一、日程第二 私的独占の禁止及び  
公正取引の確保に関する法律の一  
部を改正する法律案(趣旨説明)

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君

副議長 重宗 雄三君

議員

河野 謙三君	佐藤 尚武君	吉田 萬次君	酒井 利雄君	宮本 邦彦君	佐藤清一郎君	吉田 銀蔵君	池田宇右衛門君	平井 太郎君	大和 與一君	松野 鶴平君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	河合 義一君	秋山 長造君	永井純一郎君	小松 正雄君	阿良根 登君	村尾 重雄君	八木 幸吉君	岡 三郎君	堀木 錠三君	長谷部ひろ君	上條 愛一君	木村喜八郎君	有馬 英二君	栗山 良夫君	菊田 七平君	八木 幸吉君	岡 三郎君	堀木 錠三君	長谷部ひろ君	上條 愛一君	木村喜八郎君	有馬 英二君	栗山 良夫君	菊田 七平君										
高良 とみ君	小林 武治君	岡田 啓一君	大矢牛次郎君	田中 啓一君	岡田 信次君	石原幹市郎君	中川 幸平君	左藤 義詮君	中川 以良君	吉野 信次君	上林 忠次君	岸 良一君	柏木 廉治君	加賀山之雄君	秋山 長造君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	松野 鶴平君	田中 啓一君	岡田 信次君	吉野 信次君	上林 忠次君	岸 良一君	柏木 廉治君	加賀山之雄君	秋山 長造君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	松野 鶴平君	田中 啓一君	岡田 信次君	吉野 信次君	上林 忠次君	岸 良一君	柏木 廉治君	加賀山之雄君	秋山 長造君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	松野 鶴平君	田中 啓一君	岡田 信次君	吉野 信次君
小林 政夫君	輔見 義勇君	岡田 啓一君	大矢牛次郎君	岡田 信次君	岡田 信次君	石原幹市郎君	中川 幸平君	左藤 義詮君	中川 以良君	吉野 信次君	上林 忠次君	岸 良一君	柏木 廉治君	加賀山之雄君	秋山 長造君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	松野 鶴平君	田中 啓一君	岡田 信次君	吉野 信次君	上林 忠次君	岸 良一君	柏木 廉治君	加賀山之雄君	秋山 長造君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	松野 鶴平君	田中 啓一君	岡田 信次君	吉野 信次君												
上林 忠次君	片柳 真吉君	岡田 信次君	北勝太郎君	岡田 信次君	岡田 信次君	吉野 信次君	中川 幸平君	左藤 義詮君	中川 以良君	吉野 信次君	上林 忠次君	岸 良一君	柏木 廉治君	加賀山之雄君	秋山 長造君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	松野 鶴平君	田中 啓一君	岡田 信次君	吉野 信次君	上林 忠次君	岸 良一君	柏木 廉治君	加賀山之雄君	秋山 長造君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	松野 鶴平君	田中 啓一君	岡田 信次君	吉野 信次君												
森田 藤衛君	森 八三一君	吉野 信次君	赤木 正雄君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君	吉野 信次君														

一、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案  
一、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案  
一、特別委員会設置の件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員辞任の件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉

一、昭和二十八年度一般会計暫定予算補正(第2号)

一、昭和二十八年度政府開保機関暫定予算補正(第2号)

一、昭和二十八年度一般会計暫定予算補正(第2号)

津島 寿一君 宮城タマヨ君 大連 茂雄君 重盛 斎治君 江田 三郎君

青木 一男君 古池 信三君 横山 喜一君 小林 孝平君 久保 等君

西田 隆男君 高橋 順雄君 西岡 ハル君 鹿島守之助君 田畠 金光君 安部キミ子君

西田 隆男君 高橋 衛君 高木 正夫君 木内 四郎君 近藤 信一君 木内 四郎君 若木 勝蔵君

西田 隆男君 高橋 道男君 新谷寅三郎君 伊能 芳雄君 深水 六郎君 入交 太藏君 仁田 竹一君 加藤 武徳君

西田 隆男君 松平 勇雄君 上原 正吉君 郡 祐一君 山本 米治君 木島 虎藏君 加藤シヅエ君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 須藤 五郎君 戸叶 武君 木村篤太郎君 市川 房枝君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 須藤 五郎君 戸叶 武君 木村篤太郎君 市川 房枝君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

西田 隆男君 松平 勇雄君 岩田 進君 白川 一雄君 木島 忠彦君 木島 虎藏君 木村篤太郎君

國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

法務大臣 犬養 健君

外務大臣 間崎 勝男君

大藏大臣 小笠原三九郎君

文部大臣 厚生大臣 山縣 勝見君

農林大臣 大達 茂雄君

郵政大臣 塚田十一郎君

労動大臣 小坂善太郎君

國務大臣 緒方 竹虎君

國務大臣 大野木秀次郎君

國務大臣 木村鶴太郎君

政府委員

内閣官房長官 福永 健司君

外務大臣官房長 大江 晃君

大藏省主計局長 河野 一之君

通商産業省  
企劃局長 古池 信三君

郵政政務次官 飯塚 定輔君

昭和二十八年六月三十日 参議院会議録第十六号

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月二十一日

定一  
一部  
十五円  
(配達料共)

発行所  
東京都新宿区市谷本町一五  
大藏少輔  
電話九段一四七  
九〇〇〇  
郵便局